

【新設】（工業所有権等の意義）

1－4－12 20－3－2《工業所有権等の意義》の取扱いは、令第4条の3第10項第1号《適格組織再編成における株式の保有関係等》に規定する「工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるもの」の意義について準用する。

【解説】

- 1 本通達では、「工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるもの」の意義について明らかにしている。
- 2 無形資産等は資産価値が形成された場所から容易に分離することができ、国外の事業所に属するとしても価値の創出の一部が国内において行われているという実態を踏まえ、内国法人の無形資産等の含み益が課税されずに国外へ持ち出されることによる課税上の弊害を防止するため、令和6年度の税制改正により、適格現物出資の対象となる現物出資から、被現物出資法人である外国法人に無形資産等の移転を行う一定の現物出資が除外された（法2十二の十四）。
無形資産等とは、内国法人の次の資産で、その資産の譲渡若しくは貸付け（資産に係る権利の設定その他他の者に資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引が独立の事業者の間で通常取引の条件に従って行われるとした場合にその対価の額が支払われるべきものをいう（令4の3⑩）。
 - (1) 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）
 - (2) 著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）
- 3 本通達では、上記2(1)の「工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるもの」の意義について、法人税基本通達20－3－2の取扱いを準用する旨を明らかにしている。したがって、「工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるもの」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の工業所有権及びその実施権等のほか、これらの権利の目的にはなっていないが、生産その他業務に関し繰り返し使用し得るまでに形成された創作、すなわち、特別の原料、処方、機械、器具、工程によるなど独自の考案又は方法を用いた生産についての方式、これに準ずる秘けつ、秘伝その他特別に技術的価値を有する知識及び意匠等をいい、ノウハウはもちろん、機械、設備等の設計及び図面等に化体された生産方式、デザインもこれに含まれるが、海外における技術の動向、製品の販路、特定の品目の生産高等の情報又は機械、装置、原材料等の材質等の鑑定若しくは性能の調査、検査等は、これに該当しないこととなる。